

# NEEDLEWORK 販売規約

## 【永続ライセンス版】

### 第1章 総則

#### 第1条（本規約の目的）

この規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社エーピーコミュニケーションズ（以下「当社」といいます）が提供するファイアウォールポリシーテスト自動化ソフトウェア NEEDLEWORK【永続ライセンス版】の使用に関する条件を定めるものです。

当社と契約者との間において、本規約は、NEEDLEWORK 販売契約【永続ライセンス版】（以下「本契約」といいます）の内容になります。

#### 第2条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 本ソフトウェア  
当社 WEB サイトからダウンロードするファイアウォールポリシーテスト自動化ソフトウェア（ソフトウェア名：NEEDLEWORK）をいいます。
- (2) 本ライセンス  
本規約で許諾された範囲内において、本ソフトウェアをインストールし、使用することができる権利をいいます。
- (3) 永続ライセンス  
本ソフトウェアを期間の定めなく使用することができるライセンスをいいます。
- (4) 本ライセンスファイル  
契約者が本ライセンスを取得するために必要な、当社 WEB サイトからダウンロードするファイルをいいます。
- (5) 契約者  
本ライセンスを当社から購入し、本ソフトウェアを使用する者をいいます。
- (6) 契約者設備  
本ソフトウェアを使用するため契約者が設置するサーバー、PC、USB LAN アダプタ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア並びに電気通信回線をいいます。
- (7) 本マニュアル  
本ソフトウェアを使用するにあたり使い方を定めたマニュアルをいいます。

#### 第3条（本ソフトウェアの使用）

- 1 契約者は、契約者のPCの情報を当社が別途提供するPC情報取得ソフトウェアにより当社に提供します。当社は当該情報に基づき本ライセンスファイルを作成し、契約者は（当社が指定するID及びパスワードにて）本ライセンスファイル及び本ソフトウェアを当社WEBサイトからダウンロードし、本ライセンスファイルの本ソフトウェアにインストールすることにより本ソフトウェアを使用することができます。
- 2 本ライセンスファイルを本ソフトウェアにインストールしない場合又は本ライセンスが失効している場合、本ソフトウェアは使用できません。

#### 第4条（本規約の送付及び本規約の変更）

- 1 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、契約者の使用条件は、変更後の規約によるものとします。
- 2 前項の変更をするときは、事前に、契約者が予め書面で指定した電子メールアドレス宛に電子メールにてその旨及び効力発生時期を通知し、変更後の規約を送付することとします。

## 第2章 販売条件

### 第5条 (販売条件)

- 1 本ライセンスは、本規約に同意いただくことを条件として、販売するものとします。
- 2 本ソフトウェアの機能は、別途当社から契約者に提示される本マニュアルに記載のとおりとします。
- 3 当社は、契約者に対し、本ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権について、本規約に記載の目的及び本マニュアルに基づいた適切な操作で使用する譲渡不可の非独占的使用権を付与します。

## 第3章 本ライセンスの購入方法及び価格

### 第6条 (本ライセンスの申込方法)

- 1 契約者は、当社が提示する見積書をもとに、契約者が当社所定の注文書に必要事項（契約者が本規約を遵守する旨の意思表示も含まれます）を記載の上、当該注文書を当社に送付することにより本ライセンスの購入の申込を行います。
- 2 前項の申込みがなされて、当社が当該注文書を受領した旨を契約者に通知した時点で契約が成立するものとします。

### 第7条 (本ライセンスの価格)

本ライセンスの価格は、当社が契約者に送付する見積書に記載するものとします。

### 第8条 (購入金額等の支払い)

- 1 契約者は、当社が発行する請求書が到達した日の属する月の月末日までに、購入金額及び消費税を当社の指定する銀行口座に振り込むものとします。
- 2 購入金額振り込み後の返金、キャンセルは一切受け付けできないものとします。

## 第4章 永続ライセンスの有効期間

### 第9条 (永続ライセンスの有効期間)

本契約で付与される永続ライセンスの有効期間は、本ソフトウェアに本ライセンスファイルをインストールした日から始まるものとし、期間の定めはないものとします。

## 第5章 知的財産権及び機密保持

### 第10条 (知的財産権)

本ソフトウェアに関する文書、ドキュメント等を含め、本ソフトウェアに関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）及び著作人格権（著作権法第18条から第20条の

権利)並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的財産権は、当社又はその供給者に帰属するものとします。

#### 第11条 (機密保持)

- 1 契約者及び当社は、本ソフトウェアの使用により知り得た相手方の販売上、技術上(ソフトウェアコード・構造・編成等)又は営業上その他の機密情報を、本ソフトウェア使用のためにのみ使用するものとし、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、漏洩しないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、特に定めがない限り次の各号に掲げる情報は機密情報として扱わないものとします。
  - (1) 既に公知の情報又は開示後受領者の責によらないで公知となった情報
  - (2) 本ソフトウェアの使用により知り得た以前から保有していた情報
  - (3) 本ソフトウェアの使用により知り得た情報によらず、独自に開発した情報
  - (4) 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報

#### 第12条 (個人情報の取り扱い)

当社は、当社のホームページ上で公開するプライバシーポリシーに基づき、契約者情報を厳格に取り扱います。当社のプライバシーポリシーのURLは以下の通りとなります。

<http://www.ap-com.co.jp/security/index.html#kojin>

## 第6章 契約者の責任

#### 第13条 (設備設定及び維持)

- 1 契約者は、自己の費用と責任において、本マニュアルに定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本ソフトウェア使用のための環境を維持するものとします。
- 2 契約者は、本ソフトウェアを使用するにあたり、自己の費用と責任をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを使用して契約者設備をインターネット等に接続するものとします。
- 3 契約者は、本ソフトウェアを本規約、本マニュアルその他当社の指示する使用方法に従い通常の用法によって使用しなければならないものとします。

#### 第14条 (ID及びパスワードの管理責任)

契約者は、自己の責任において、ユーザーID及びパスワードを開示、貸与、共有するものとし、契約者以外の第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。ユーザーID及びパスワードの管理不備、漏洩、使用上の誤り、または第三者による不正使用等により損害が生じても、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第15条 (バックアップ等)

契約者は、本ソフトウェアを使用して発信、受信するデータ等については、自己の責任において、バックアップその他の管理、保存をするものとし、当社はかかるデータ等の消失、毀損等に関して、一切の責任を負わないものとします。

#### 第16条 (輸出管理)

契約者が、本ソフトウェアを直接又は間接的に輸出、海外への持ち出し、非居住者への提供に該当する取り扱いをする場合は、日本国の輸出関連法規に従い必要な手続きをとるものとします。なお、米国輸出管理法など外国の輸出関連法規の適用を受け、所定の手続きが必要となる場合も同様とします。

## 第17条（禁止行為）

契約者は、以下の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1) 本ソフトウェアを複製すること
- (2) 当社の書面による同意がある場合を除き、本ソフトウェアを改変、翻案、公衆送信、サブライセンス、譲渡、貸与、又はその複製物を譲渡、転貸すること
- (3) 本ソフトウェアを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングをすること
- (4) 本ソフトウェアを用いて、第三者の著作権、肖像権等を侵害する行為又は不利益を与える行為、公序良俗に反する行為、法令に違反する行為又は違反のおそれのある行為をすること
- (5) 商標、商号、著作権表示、説明文言その他本ソフトウェアに記載されている権利に関する表示を削除ないし改変すること

## 第7章 当社の免責

### 第18条（免責事項）

- 1 当社は、本ソフトウェアの機能・品質に関し、明示的であると黙示的であるとを問わず、本規約に定めのない契約不適合責任及び保証責任は負いません。また、本ソフトウェアの誤動作及び欠陥については、本ソフトウェアの改修又はアップデートに責任を限定します。
- 2 当社は、本ソフトウェアの内容が、契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能を有していること、不具合や故障が生じないことを含め、本ソフトウェアに関して、その完全性、確実性、有用性その他何らの保証もいたしません。
- 3 当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、契約者に事前に通知することなく本ソフトウェアの使用上必要となる当社所有のサーバー（以下、「本サーバー」といいます）の全部又は一部の提供を停止もしくは中断することができるものとします。
  - (1) 本サーバーにかかるコンピュータシステムの点検、保守を行う場合
  - (2) 天災などの不可抗力により、本サーバーの提供が困難となった場合
  - (3) その他、当社が本サーバーの提供が困難と判断した場合
- 4 当社は、本ソフトウェア、前項の本サーバーの全部又は一部の提供を停止もしくは中断、またはその使用に起因して、契約者又は第三者が損害を負うことがあっても、結果的損害、付随的損害、逸失利益を含め、その原因を問わず、一切の賠償責任を負わないものとします。

## 第8章 ソフトウェア保守サポート

### 第19条（保守サポートの提供）

当社は、本ソフトウェアの使用に関し、下記の保守サポートを提供します（契約者による保守サポートへの申込みが別途必要となります）。

- (1) お問い合わせサポート
- (2) 本ソフトウェアの更新及びアップデート

### 第20条（保守サポートの実施及び問い合わせ）

- 1 本ソフトウェアの保守サポートは、当社もしくは当社の指定事業者が実施します。
- 2 なお、当社は本ソフトウェアの保守サポートに係る窓口（E メールアドレス）を開設するものとし、その連絡先については本マニュアル内に明記するものとします。

- 3 本ソフトウェアの使用に関する問い合わせ対応は、Eメールによって提供します。但し、本マニュアル記載相当事項の継続的な質問や、本ソフトウェアの使用に関わらない事項について当社は回答の責任を負いません。

#### 第21条（保守サポートの期間、費用等）

契約者は、保守サポートに関する費用を別途支払うことにより、保守サポートを受けることができます。保守サポートの期間、当該費用の金額、当該費用のお支払い方法については、当社が見積書にて別途提示します。

#### 第22条（サポートの対象外）

当社は、故障の原因が以下に掲げる各号に該当する場合、いかなる責任も負わないものとし、契約者の依頼により改修、改良又は機能の追加等を行った場合には、当該作業に要した費用を契約者に請求できるものとします。

- (1) 契約者設備又はその他の契約者社内システムによる不具合である場合
- (2) 本マニュアルに定める機能に定義しておらず、本来本ソフトウェアが有しない機能である場合
- (3) 契約者が本規約、本マニュアルを遵守しないことが原因である場合
- (4) 契約者の過失、事故、不適切な環境（電力の急増、水害、熱にさらす等を含むが、これに限られない）又は管理の欠如による損傷が原因の場合
- (5) 前各号のほか、当社の責めによらずして発生した事象が、本ソフトウェアの正常な動作を妨げる原因である場合

## 第9章 本ライセンスの販売終了

#### 第23条（販売終了）

当社は、第9条の規定にかかわらず、本ライセンスを終了する場合があります。本ライセンスを終了する場合、当社は、本ライセンスの販売終了に関し、販売終了と全サポート終了（本ライセンス及び保守サービス含む）の2つの段階を定め、販売終了の通知、全サポート終了の期日、それぞれの段階で終了するサービスを以下の通り定めます。

##### (1) 販売終了

当社は本ライセンスの販売を終了する場合、契約者に対し3ヶ月前までに販売終了の通知を行うものとします。なお、販売終了の通知は、本ライセンス購入時に契約者が予め指定した電子メールアドレス宛に電子メールにて行うものとします。販売終了後、契約者は本ライセンスの新規購入はできなくなります。

##### (2) 全サポートの終了

販売終了後、販売終了日の3年後の応答日が全サポートの終了日となります。全サポート終了日以降、本ライセンスは無効となり、一切の保守サービスが終了します。

## 第10章 その他

#### 第24条（解除）

契約者及び当社は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知、催告を要することなく本契約を解除することができます。なお、本条による解除により相手方に対する損害賠償の請求は妨げられないものとします。

- (1) 購入金額の支払いを怠ったとき
- (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
- (3) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てがあったとき

- (4) 差押、仮差押、仮処分等を受け、または競売の申立てがあったとき
- (5) 解散、事業の全部又は重要な一部の譲渡が決議されたとき
- (6) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (7) 本契約に違反し、相当の期間を定めた是正の催告を受けたにもかかわらず当該期間内に是正がなされないとき

#### 第25条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者は、現在、暴力団・暴力団員・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋・社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等・その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 2 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、契約者に損害が生じてもこれを賠償することを要しません。
  - (1) 契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき
  - (2) 契約者の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
  - (3) 契約者が反社会的勢力を使用していると認められるとき
  - (4) 契約者が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - (5) 契約者又は契約者の役員もしくは契約者の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (6) 契約者自ら又は第三者を使用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力及び風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

#### 第26条（協議等）

本規約に規定のない事項又は規定された項目について疑義が生じた場合は、契約者と当社は誠意を持って協議の上解決することとします。なお、契約の何れかの部分が無効である場合でも、契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

#### 第27条（準拠法及び管轄）

- 1 本規約は日本語を正文とし、その準拠法は日本国法とします。
- 2 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、その訴額に応じて当社本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

株式会社エーピーコミュニケーションズ  
2021年9月10日制定